

学 位 論 文 題 名

地域漁業管理機関に関する研究

学位論文内容の要旨

今後の国際漁業管理に関して、地域漁業管理機関（以下、地域機関）は重要な論点を提供する。既に距岸200海里の海域は、沿岸国が生物資源の保存管理について主権的権利を持つことで一応の決着がついている。残された問題はストラドリングストック、高度回遊性魚種（以下、SS・HMS）及び公海資源の漁業管理の管轄権と責任の所在であると言われる。SS・HMSに関して1995年に採択された国連協定では、資源の保存管理の具体的方法の決定や取締に関して地域機関の役割を強化する方向が示されている。

しかしながら地域機関による漁業管理の成功が容易ではないことは明らかである。既に地域機関自体は幾つも存在しているが、それらに関して様々な問題が指摘されている。その要因解明についても、また地域機関の展望の問題に関しても、従来の研究が個別の地域機関の実態を明らかにすることに重きを置き、国際漁業管理を一般化して評価するという視点が希薄であったと言わざるを得ない。

そこで本論文の課題として以下の3点を設定した。

- ① 現在の地域機関の役割、機能を明らかにする為に国際漁業管理の歴史を振り返る。
- ② 地域機関による漁業管理を理解し評価する為の分析枠組みの理論を展開する。
- ③ ②の視点に基づき地域機関の実態を分析する。

第一に、資源の保存管理措置は、公海自由の原則と両立じうるもの（漁期・漁場・漁具・体長規制、及びオリンピック制の下での漁獲量規制）から始まった。これに対し、過剰投資、漁期の短縮、漁

獲競争の結果が漁業技術力・経済力により規定されることへの不満といった問題が認識されるに至って、各国へのクォータ割当方式が広く採用される様になった。ところが、新規参入国に割り当てられるクォータは一般に少なかったことから、非加盟国問題が深刻化した。200海里水域の定着後にはSS・HMSの管理が国際問題となり、国連会議で論議されたものの問題を先送りする形で地域機関の役割が強化された。現在の地域機関には、資源管理機能として不確実性の減少を、管理主体機能として効率的な漁業管理の実施を、富の分配機能としての公正性を、それぞれ実現することが期待されている。

第二に、個別性の強い地域機関の実態を、D.C.ノースの計量経済史理論の演繹的展開を媒介として、共通の座標軸に乗せて分析することにより、従来指摘されてきた地域機関に関する諸問題がなぜ回避出来なかったか、あるいは回避出来る可能性はあるかといった問題の分析枠組みの理論を展開した。まず地域機関の設立を「共同体的所有権」の創設、クォータの国家への割当を「私的所有権」の創設と仮定した上で、費用便益の視点から分析した。次に、この枠組みの下で漁業管理措置が交渉によって決定されるメカニズムとそれが執行されるメカニズムを解明した。

地域機関設立の必要性は、①乱獲状態を抑制しMSYの実現を図るために排他的権利を創設する必要性、②漁獲努力量を調整してレントの消失を防止する為の単一的意思決定の必要性、から成る。但し、地域機関の設立のためには、管轄権の境界確定、参加者の確定、及び内部統治の為のルール作成といった費用がかかり、これと設立の便益との計算から地域機関の設立は決定される。設立された地域機関を維持する費用は、排除費用（非加盟国による漁獲を阻止する費用）と内部統治費用（MSYの決定・実現、レントの消失の防止に関わる費用）から成るが、両者は加盟国数に関して逆相関の関係にある。また内部統治費用は、意思決定手続きとも関係するが、意思決定の費用と執行の費用も逆相関の関係になることが多

い。維持の費用が便益を上回る時には地域機関は機能不全に陥る。

クォータの国家への割当は内部統治費用の点から説明出来る。総漁獲量規制のみでは、レントの消失が起こるばかりか、過剰投資が進んで各漁業者に損失が出る。これを克服する有効な方策と考えられる「資源の分割私有」を、クォータという擬似的な私的所有権の創設で実現したのが各国へのクォータ割当であると考えた。また割当後にクォータの移譲が行われるが、この際の取引費用は高く、最初の割当が効率性実現において大きな意味を持つ。さらにこれに関しては公正性の点からも検討課題となる。

地域機関では意思決定に際し、交渉力を持つものの利害が反映される。加盟国の交渉力を規定するものには漁獲実績、沿岸国であること、資源調査等への貢献、評判・はったり・印象があり、各国は費用便益の点から引き合うならば交渉力増大のためにこうした事柄に投資を行う。

決定された管理措置の目的達成を阻害するものには、加盟国による違反操業、異議申立、非加盟国による操業があるが、いずれも強制的に措置を執行させることが不可能である。加えて一般に漁業では執行費用が高い。このため管理措置が自己执行的である必要があるが、その要件は違反の責任の所在が特定されること、及び国際社会において評判が重要であることが挙げられる。さらに漁業管理に不可避なフリーライダー問題を克服する上でイデオロギー、すなわち管理措置が正当であるとの認識が果たす役割が大きいと考える。

さらに地域機関による漁業管理を評価する際の基準として不確実性への対応（社会的な不確実性、資源的な不確実性）、効率性（漁業管理の目的達成、漁業の生産性への影響、漁業管理の費用）、及び公正性（歴史的に変化する公正基準の実現）への対応の3点を挙げて検討した。

第三に実証的な考察を行った。1つの事例として、ストラドリングストックを対象とする地域機関である北西大西洋漁業機関（NAFO）を1995年の「カラスガレイ戦争」に焦点を当てて取り上げ

た。そして、漁業管理措置を決定する際には、国家間の関係、資源データの多寡、意思決定過程における交渉力が重要な意味を持つことを示した。また沿岸国がその交渉力を発揮して漁獲実績を無視した管理措置が決定されても、その執行が異議申立により阻害される過程を考察した。さらに、沿岸国、実績国の両者によって採られた強硬策が両方にとっての利益を生み出したこと、並びに二大国の意向がその他の国の損失の上に反映される結果となったことを示した。2つ目の事例として、高度回遊性魚種であるミナミマグロの漁業管理を取り上げた。自主規制から排他的な三国間協定を経て地域機関へと変遷したが、資源情報の曖昧さ、漁業の実態が全く異なること等から見解の対立があり、漁業管理措置は硬直化している。同時にこのことは一旦決定された管理措置は、地域機関内外の状況が変化してもそれに対応して変更されるのが困難であることを示している。こうした状況に対しクォータ移譲によって実態上の融通が図られているが、これに関わる効率性、公正性、及び管理措置の執行の問題をそれぞれ指摘した。

学位論文審査の要旨

主査 教授 廣吉 勝治
副査 教授 梨本 勝昭
副査 教授 天下井 清
副査 助教授 古林 英一

学位論文題名

地域漁業管理機関に関する研究

広域的、国際的に分布、賦存する漁業資源は魚種別、地域別の資源特性を考慮し多数の漁業関係国が参加する国際機関＝地域漁業管理機関（略称：地域機関）において管理するのなければ実効性がない。国連海洋法条約（UNCLOS）の採択・発行によって公海は狭まったものの、こうした資源の管理は地域機関において強力な効果が発揮されることが期待されている。このことは1992年の国連環境開発会議（UNCED）における取扱い（アジェンダ21）を経て、1995年に採択された「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（SS）及び高度回遊性魚類資源（HMS）の保存管理に関する国連協定」（国連公海漁業協定：UNIA）、並びに国連食料農業機構（FAO）の取り組み等によって一層その存在と機能の重要性が認識されるようになった。現に、地球上には多くの地域機関が存在して一定の役割を果たしているところである。そのため、今日地域機関の設立の動きが推奨され、またこれに過大な期待をかける向きも見られる。

しかしながら、実態はどうかと言えば、商業的漁業活動の妥当な規制は困難を極め、また違反操業や資源配分問題、非加盟国の「フリー・ライダー」問題なども発生し、資源管理にとって解決困難な課題が山積している。従来地域機関研究は、国際海洋法研究の一環として行われる場合、個々の地域機関の沿革、内容、課題等に関する考察、或いは利害各国の立場からの協議交渉や政策課題などに関するものが中心であったと思われる（勿論、そもそも地域機関に関する研究は乏しいところに問題があるが）。地域機関の歴史性、その今日的意義や限界、そして国際関係におけるその社会経済的意味などに関し、地域機関を全体として考究する研究はこれからであるという感じが強い。

主論文は、地域機関の歴史を振り返りつつ、これに関説する従来研究レビューを

通して、上記のような意味での本格的な地域機関研究を展望しようというところにまず基本的な意義が見出せる。

主論文において評価できる内容的展開は、①まず海洋制度の展開の歴史のなかで地域機関がいかなる位置づけが与えられてきたかを概観し、近年の国際会議における議論と成果を整理していること。そのなかで200カイリ排他的経済水域（EEZ）の定着後においてSS・HMS管理が急がれたという国際的事情の中で「国際会議で論議された問題が先送りされる形で地域機関の役割が強化され」てしまったと考察し、地域機関の機能を資源管理機能、管理主体、資源分配の3つの側面から分析すべきことを強調する。②地域機関の設立、運営に係る経済的意味を整理したうえで、制度の経済学カテゴリーの理論からマイクロ分析の手法を拡張して地域機関存在の包括的分析を試みていること。すなわち、漁業管理措置としての地域機関設立を「共同体的所有権の創設」、加盟各国へのクォーター配分を「私的所有権の創設」とそれぞれ擬制してみても費用便益的検討を展開する。結論として、地域機関における漁業管理の手順として説明されたMSYの実現やレントの維持等のための内部諸統治、交渉や執行のメカニズム、不確実性への対応を含む管理措置などを費用便益的視点から検討してみると、地域機関の評価にとって有益である、と思料される。③北大西洋漁業機関（NAFO）とミナミマグロ保存管理委員会（CCSBT）の実態分析から、管理措置の決定と執行に関する地域機関評価の枠組みの仮説が妥当する側面を有するものである、とうこと。

地域機関における生態・環境側面の因子の投入、或いは非漁業国の地域機関への参入の問題など複雑な要因を含む問題の検討は別途の課題としても、主論文は、内生的論理では解明し得ない地域機関の設立と存在を制度の経済の概念適用を通して多面的に検討しようとしたところにテーマ設定の独創性が認められる。また、地域機関の実態分析を行った部分においても政策論的意義がある。

以上により、申請者の研究成果は漁業経済、及び国際漁業関係の研究分野において学問的、かつ政策的貢献度が高いと認められ、審査員一同は、東村玲子氏が博士（水産学）の学位を授与される十分な資格を有するものと認めた。